



長野県報

5月19日(月)

平成15年
(2003年)

第1457号

目次

告示

生活保護法に基づく介護扶助のための居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成又は施設介護を担当する機関の指定(厚生課) 1

心身障害者生活寮設置運営事業補助金交付要綱の一部改正(障害福祉課障害者自律支援室) 2

訓練手当支給要綱の一部改正(産業活性化・雇用創出推進局) 2

保安林予定森林にする旨の通知(森林保全課) 2

公共測量を実施する旨の通知(監理課) 3

公告

平成15年度の自衛官(2等陸士、2等海士及び2等空士)の募集期間等(市町村課) 3

落札者の決定(2件)(医務課県立病院室) 4

母子保健法に基づく養育医療を担当する機関の指定(保健予防課) 4

平成15年度の技術専門学校短期課程の訓練生の募集(産業活性化・雇用創出推進局) 4

平成15年度の技術専門学校短期課程施設外(委託)訓練の訓練生の募集(産業活性化・雇用創出推進局) 5

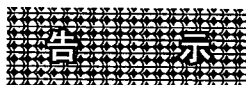
土地改良事業計画の変更の同意(土地改良課) 7

土地改良事業の換地処分(農村整備課) 7

土地改良事業の施行に伴う換地計画の縦覧(農村整備課) 7

平成9年6月2日付け長野県公告(森林病虫害等防除法に基づく長野県防除実施基準)の一部改正(森林保全課) 8

落札者の決定(3件)(教学指導課) 9



長野県告示第287号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項及び第2項の規定により、同法による介護扶助のための居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成又は施設介護を担当する機関として、次のとおり指定しました。

平成15年5月19日

長野県知事 田中康夫

1 居宅介護事業者

事業の種類	名称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
訪問介護	株式会社ニチイ学館	東京都千代田区神田駿河台2丁目9番地	アイリスケアセンター松本笹賀	松本市笹賀3967番地3	平成15年5月1日
	社会福祉法人上田しいのみ会	上田市大字下室賀2826番地	室賀の里ヘルパーステーション	上田市大字上室賀19番地	〃
訪問リハビリテーション	医療法人城西医療財団	松本市城西1丁目5番16号	介護老人保健施設白馬メディア	北安曇郡白馬村大字神城22844番地	平成15年5月1日
通所介護	社会福祉法人山栄会	佐久市大字常田字東池下77番地1	佐久だいらデイサービスセンター	佐久市大字常田字東池下77番地1	平成15年5月1日
通所リハビリテーション	社会福祉法人幸充	北安曇郡池田町大字会染1498番地1	介護老人保健施設ライフ2	北安曇郡松川村大字南神戸4360番地17	平成15年5月1日
	医療法人藤美会	上水内郡中条村大字住良木8291番地1	介護老人保健施設すめらぎ	上水内郡中条村大字住良木8291番地1	〃
短期入所療養介護	社会福祉法人幸充	北安曇郡池田町大字会染1498番地1	介護老人保健施設ライフ2	北安曇郡松川村大字南神戸4360番地17	平成15年5月1日
	医療法人藤美会	上水内郡中条村大字住良木8291番地1	介護老人保健施設すめらぎ	上水内郡中条村大字住良木8291番地1	〃

痴呆対応型共同生活介護	社会福祉法人幸充	北安曇郡池田町大字会染1498番地1	グループホームくらし	北安曇郡松川村大字南神戸4360番地19	平成15年5月1日
-------------	----------	--------------------	------------	----------------------	-----------

2 居宅介護支援事業者

名称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
社会福祉法人ジェイエー長野会 有限会社すずらん	長野市大字南長野北石堂町1177番地3 佐久市大字根々井558番地	ローマンうえだ福祉相談センターひだまり 有限会社すずらん	上田市大字殿城字神林250番地1 佐久市大字根々井558番地	平成15年5月1日 "

3 介護老人保健施設

施設の種類	名称	所在地	指定年月日
介護老人保健施設	介護老人保健施設ライフ2 介護老人保健施設すめらぎ	北安曇郡松川村大字南神戸4360番地17 上水内郡中条村大字住良木8291番地1	平成15年5月1日 "

厚生課

長野県告示第288号

心身障害者生活寮設置運営事業補助金交付要綱（昭和61年長野県告示第533号）の一部を次のように改正し、平成15年度の補助金から適用します。

平成15年5月19日

長野県知事 田中康夫

第2の表中「208,000円」を「203,840円」に、「41,600円」を「40,768円」に改める。

障害福祉課障害者自律支援室

長野県告示第289号

訓練手当支給要綱（昭和41年長野県告示第641号）の一部を次のように改正し、平成15年5月1日以後の公共職業訓練又は職場適応訓練に係る訓練手当から適用します。

平成15年5月19日

長野県知事 田中康夫

第4第1項中「、特定職種受講手当」を削り、同第4第2項中「600円」を「500円」に改め、同第4第3項を削り、同第4第4項を同第4第3項とし、同第4第5項を同第4第4項とし、同第4第6項中「第4項」を「第3項」に改め、同項を同第4第5項とする。

産業活性化・雇用創出推進局

長野県告示第290号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成15年5月19日

長野県知事 田中康夫

1(1) 保安林予定森林の所在場所

上水内郡鬼無里村大字日影字おさで11129の1・字おさで沢11134の1（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

(2) 指定の目的

水源のかん養

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

2(1) 保安林予定森林の所在場所

長野市大字山田中宇番場沖494、495の1、495のロ、字原沖469のロ、470のロ、471のロ、門沢4568から4571まで、飯田市松尾代田1001、1011、1012、1015の1、上郷黒田2477の4、2477の10、2477の23から2477の26まで、2478の3、5094の4、伊那市大字東春近字藤口6016、6021の1、6022の1、字宮下6093、上伊那郡高遠町大字長藤663、664、677の3、679、680、681の1、681の2、681の5、682の1、682の2、682の4、683、684、685の2、685の5、685の6、686、695の2、飯島町飯島474のホの5、474のホの6、474の3、474の16、下伊那郡阿智村智里2736の1、4090の1、4090の36、4090の116、4090の118、4090の121、浪合村17の291、17の293、17の305から17の307まで、1139の342、1139の344、1139の349、1139の373、1139の374、平谷村737の734、737の1838、根羽村791の171、791の172、1051の15、1051の45、1051の46、1051の197から1051の201まで、1051の204、1051の205、1051の241から1051の243まで、豊丘村大字神稲4091の3、7523、11977の1、12522の289、12522の290、木曾郡三岳村10201の1、10201の2、10202の1から10202の3まで、10202の5、北安曇郡小谷村大字北小谷字ヨシハラ5774、字大いをう5775の36、字シカケ6018の3、6018の118、字ヒカゲ6018の129、字大ヒナタ6024の1、6024の66、6024の67、字小ヒナタ6025の38、上高井郡高山村大字奥山田字山田入3680の11（次の図に示す部分に限る。）、上水内郡戸隠村大字豊岡字トゞ5639、5640、字越道5641から5643まで、5645の1、5645の2、5646、5670、5671の1、5671の2、5672、5675、5689、字開中6200の2、6201、6202、6203のイ、6203のロ、6204のイ、6204のロ、6205から6207まで、

6208のイ、6208のロ、6209のロ、6209の1、6210、6211、6212のイ、6212のロ、6213、6216、6218のイ、6218のロ、6218のハ、鬼無里村大字鬼無里字樋口沢3352の3、3353、3359のニ、3359のホ、3359のヘ、3359のト、3359のチ、字矢口4056のイ、4056のロ、4063の1、4063のチ、4063のロ、4063のヌ、4065の3、小川村大字瀬戸川字外手486の1、字膝立2084、2086から2088まで、2090、2091、中条村大字御山里字崩下2493の6、2652、2654の2、2655、2669、字宮沢2624の1、2626の1、2650の3、2651のイ、2651のロ、2651の2、字越尾2677

(2) 指定の目的

土砂の流出の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字番場沖494、495の1、495のロ、字原沖469のロ、470のロ、471のロ、門沢4568から4571まで、松尾代田1001、1011、1012、1015の1、上郷黒田2477の4、2477の10、2477の23から2477の26まで、2478の3、5094の4、字藤口6016、6021の1、6022の1、字宮下6093、大字長藤663、664、677の3、679、680、681の1、681の2、683(次の図に示す部分に限る。)、695の2、飯島474のホの5、474のホの6、474の3、474の16、智里2736の1、4090の1、4090の36、4090の116、4090の118、4090の121、浪合村17の291、17の293、17の305から17の307まで、1139の342、1139の344、1139の349、1139の373、1139の374、平谷村737の734、737の1838、根羽村791の171、791の172、1051の15、1051の45、1051の46、1051の197から1051の201まで、1051の204、1051の205、1051の241から1051の243まで、大字神稲4091の3、7523、11977の1、12522の289、12522の290、字ヨシハラ5774、字大いをう5775の36、字シカケ6018の3、6018の118、字ヒカゲ6018の129、字大ヒナタ6024の1、6024の66、6024の67、字小ヒナタ6025の38、字山田入3680の11(次の図に示す部分に限る。)、字越道5642(次の図に示す部分に限る。)、5645の1、5645の2、5646(次の図に示す部分に限る。)、5672、5675、5689、字開中6200の2、6201、6202、6203のイ、6205から6207まで、6208のイ、6209のロ、6209の1、6212のロ、6218のイ、字樋口沢3352の3、3353、3359のニ、3359のホ、3359のヘ、3359のト、3359のチ、字矢口4056のイ、4056のロ、4063の1、4063のチ、4063のロ、4063のヌ、4065の3、字外手486の1、字膝立2084、2086から2088まで、2090、2091、字崩下2493の6、2652、2654の2、2655、2669、字宮沢2624の1、2626の1、2650の3、2651のイ、2651のロ、2651の2、字越尾2677

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

3(1) 保安林予定森林の所在場所

駒ヶ根市赤穂4の203、4の205、4の207、4の213

(2) 指定の目的

土砂の崩壊の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林保全課並びに関係市役所及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林保全課

長野県告示第291号

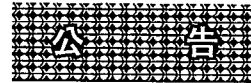
豊科町長から、次のとおり公共測量を実施する旨通知がありましたので、測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示します。

平成15年5月19日

長野県知事 田中康夫

- 1 作業種類 公共測量(豊科町都市計画図修正)
2 作業期間 平成15年4月28日から平成16年12月22日まで
3 作業地域 豊科町全域

監理課



公告

平成15年度の自衛官(2等陸士、2等海士及び2等空士)の募集期間等は、次のとおりです。

平成15年5月19日

長野県知事 田中康夫

1 募集期間

(1) 男子

- ア 第1次募集 平成15年5月19日から同年6月30日まで
イ 第2次募集 平成15年7月1日から同年9月30日まで
ウ 第3次募集 平成15年10月1日から同年12月31日まで
エ 第4次募集 平成16年1月1日から同年3月31日まで

(2) 女子

平成15年8月4日から同年9月10日まで

2 受付場所

- 市役所 町村役場
自衛隊長野地方連絡部長野募集事務所
長野市旭町1108(長野第2合同庁舎内)
電話 026(235)6026
自衛隊長野地方連絡部松本募集事務所
松本市中央1丁目3-1(東イゲタビル3階)
電話 0263(36)2787